

別紙 1

愛媛県立子ども療育センター機械警備に関する基準

1 警報装置

- (1) 警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を警備員控室及び乙の警備本部へ自動的に通報するシステムとし、N T Tの専用回線を使用する。
- (2) 警報装置の監視項目は次のとおりとする。
 - ア 主表示装置
 - (ア) 表示装置は警備員控室に設置し、警報を表示できるものとする。
 - (イ) 本棟の警備エリアは、27区画に分割し、区画ごとにON、OFFができるものとする。
 - イ 侵入警報機器
 - 各設備及び熱線センサー等を使用するものとする。
 - ウ 警報を移報する機器を設置するものとする。
 - エ 機器の措置は、別添図面のとおりとする。
- (3) 警備対象に設置された警報装置の機能を維持するため、乙は適宜保守点検を行う。
- (4) 警備時間は、次のとおりとする。
 - ア 各設備警報移報 24時間
 - イ 侵入警報 警備開始操作から警備解除操作時まで

2 警備本部（基地局）

警報受信機を常時監視するとともに、警備員、警備車両と連携を密にし、警備対象に異常が発生したことを受信したときは、受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

3 警備車両

警備本部との連絡を保守し、警備本部の指示に基づき警備対象の異常事態に適確に対処し、警備目的を達成するものとする。

4 機械警備区分

本棟の機械警備区分は、次のとおりとする。

NO	区 画 名
1	B F
2	言語・理学・作業療法室
3	C T・V F室・サーバー室
4	歯科・生化学検査・エコー室
5	薬局
6	総合案内・カルテ庫・書庫
7	指導訓練室（通所）
8	事務局長室
9	事務室
10	所長室
11	心理療法室
12	看護部長室
13	医局
14	更衣休憩室
15	調理室
16	1 F 指導員・舎室
17	2 F
18	3 F
19	共用部 1
20	共用部 2
21	共用部 3
22	共用部 4
23	共用部 5
24	共用部 6
25	玄関風除室
26	地域連携・在宅支援室、児童思春期外来診察室
27	小児科・整形外科・ギブス室

別紙 2

			担当
警 備 業 務 日 誌			
自 令和 年 月 日 曜日	勤 務	㊟	
至 令和 年 月 日 曜日	警 備 員	㊟	
(天候)	氏 名	㊟	
勤務時間	勤務内容	警備員氏名	報 告 事 項
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
特 記 事 項			

(注1) 勤務内容は、監視、巡回等の区分を記入すること。

(注2) 特記事項の欄は、当日の行事や異常のあった場合等にその内容を記載すること。

